

# 1 高齢者虐待の定義

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法という）における高齢者虐待の定義、平成15年11月に行われた厚生労働省の「家庭内における高齢者虐待に関する調査」で調査対象とされた高齢者虐待の内容・具体例は以下のとおりです。

## 《高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義》第2条第4項

<b>■養護者における高齢者虐待</b>	
1	養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為 イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
2	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること
<b>■養介護施設従事者等による高齢者虐待</b>	
1	老人福祉施設等の養介護施設の業務に従事する者が、当該施設に入所し、その他当該施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為 イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること
*老人居宅生活支援事業等の養介護事業において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う上記イ～ホまでに掲げる行為	

## 《高齢者虐待の内容・具体例》

区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる</li> <li>• ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させたりして、身体拘束、抑制をする / 等</li> </ul>
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる</li> <li>• 怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>• 侮辱を込めて、子供のように扱う</li> <li>• 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する / 等</li> </ul>

区 分	内 容	具 体 例
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する／等</li> </ul>
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等</li> </ul>
ネグレクト (介護や世話の 放棄・放任)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない／等</li> </ul>

参考：厚生労働省の「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（平成15年11月）

また、近年増えている事例としてセルフネグレクト（自己放任）や高齢者夫婦間のDVも支援が必要な対象とされる場合があります。

区 分	内 容	具 体 例
セルフ ネグレクト (自己放任)	高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのため、判断能力や生活意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ものごとや自分の周囲に関して極度に無関心になる</li> <li>・何を聞いても「いいよいいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる</li> <li>・室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がする、虫が湧いている状態</li> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている／等</li> </ul>
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的暴力</li> <li>・精神的暴力</li> <li>・経済的暴力</li> <li>・性的暴力</li> <li>・社会的暴力</li> </ul> <p>（内容は上記虐待の内容に準ずる）</p>

これらは高齢者虐待を広い意味での「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものと見えるため、高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、権利擁護のために支援が必要と予測される場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて必要な対応を行っていく必要があります。

また、どの法律を優先するかについては、高齢者の心身の状態や虐待の状況、経済面等も考慮し、関係課・関係機関と一緒に検討を行い、総合的に判断することが必要です。